

---

弁理士試験短答【逐条読込・演習講座（読込編）】

平成30年6月第1回

---

- 目次
  - ★ 平成30年度短答本試験問題 関連条文
  - ★ 論文対策 出題傾向分析・特実法
  - ★ 編集後記
- 

受講生のみなさん、こんにちは。

6月となりましたね。  
平成30年度の短答試験は先月終了しました。  
気持ちも新たに新しい目標にむかって  
がんばっていきましょう！

今月から平成30年度短答試験の問題を解くために  
必要な条文を確認していきます。  
今回は、特・実1、4、意2、商3を取り上げます。  
問題と解答・解説は演習編を参照してください。

また、論文対策として、  
今回は特実法の出題傾向を分析します。

それでは、今回の講座を始めましょう。

↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓

---

☆☆☆☆ 平成30短答本試験問題 関連条文

---

【特許・実用新案】 1

特許法等に規定する訴え又は罰則

---

●特許法 第182条（裁判の正本等の送付）

裁判所は、第179条ただし書に規定する訴えについて次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、それぞれ当該各号に定める書類を特許庁長官に送付しなければならない。

- 一 裁判により訴訟手続が完結した場合 各審級の裁判の正本
  - 二 裁判によらないで訴訟手続が完結した場合 訴訟手続が完結した訴えに係る請求項を特定するために必要な書類
- 

(1)「第179条ただし書に規定する訴え」について訴訟手続が完結した場合に、送付するものを規定

a. 「第179条ただし書に規定する訴え」とした理由 ⇒ 特許無効審判、延長登録無効審判の審決等に係る訴訟以外にあっては、特許庁長官が被告であるため、訴訟終了の事実及び判決の内容は既に特許庁に明らかであるため（青本）。

b. 1号 裁判により訴訟手続が完結した場合

⇒ 各審級の裁判の正本を送付

①「裁判の正本」⇒ 判決書の正本

②「正本」⇒ 一定の権限にある者によって作成された写しであり、法律上原本のもつ効力を発揮する（青本）。

③訴えの提起の事実を通知することと対応して、訴訟終了の事実を通知することにした（青本）。

c. 2号（平成23年改正で新設）

裁判によらないで訴訟手続が完結した場合

⇒ 訴訟手続が完結した訴えに係る請求項を特定するために必要な書類を送付

（趣旨）裁判によらないで訴訟手続が完結した場合（例えば、訴えの取下げや、訴訟上の和解等があった場合）には、それに伴って確定することとなる審決を特許庁において登録する必要があるため、特許庁において、訴訟手続が完結した訴えに係る請求項を特定するために必要な書類（取下げ書・和解調書の写し等）を、裁判所は特許庁長官に送付しなければならないことを規定（青本）

---

●実用新案法 第47条（審決等に対する訴え）

審決に対する訴え及び審判又は再審の請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄とする。

2 特許法第178条第2項から第6項まで（出訴期間等）及び第179条から第182条の2まで（被告適格、出訴の通知等、審決取消訴訟における特許庁長官の意見、審決又は決定の取消し、裁判の正本等の送付及び合議体の構成）の規定は、前項の訴えに準用する。

---

.....